

# 生産緑地制度の概要について

令和5年9月1日  
君津市都市計画審議会

## 1 生産緑地地区とは

生産緑地地区は、次のすべての指定要件に該当する市街化区域内にある一団の農地について、市が都市計画の手続きを経て指定するものです。

### ○指定要件

- (1) 公害や災害の防止や都市環境を守る役割を果たし、将来の公共施設用地として適していること。
- (2) 500㎡以上の農地であること。
- (3) 農業の継続が可能な条件を備えていること

## 2 指定後の規制と優遇措置

- (1) 農地として管理することが義務付けられます。
- (2) 農業用施設などを除き、建築物の新築などができなくなります。
- (3) 固定資産税や都市計画税等の減税措置が受けられます。

### 3 都市計画変更までの流れ

